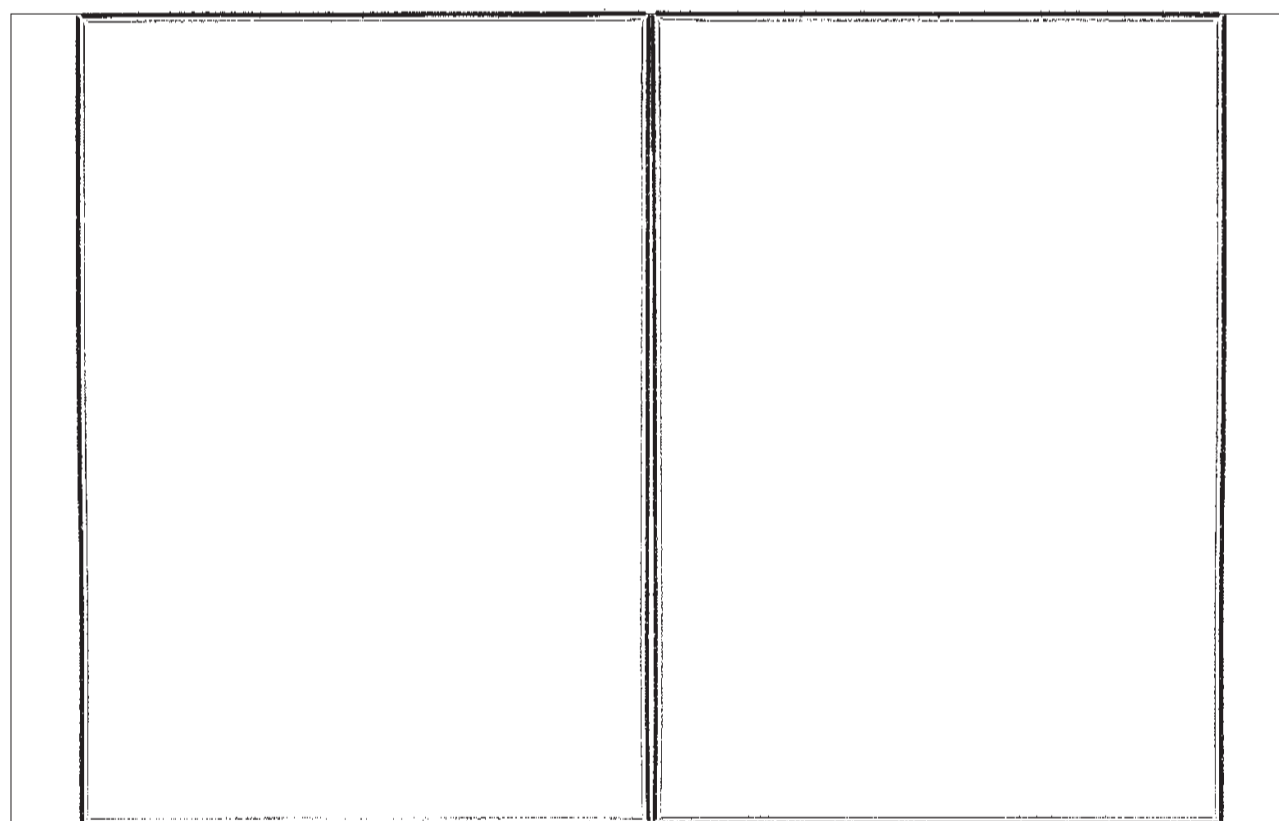
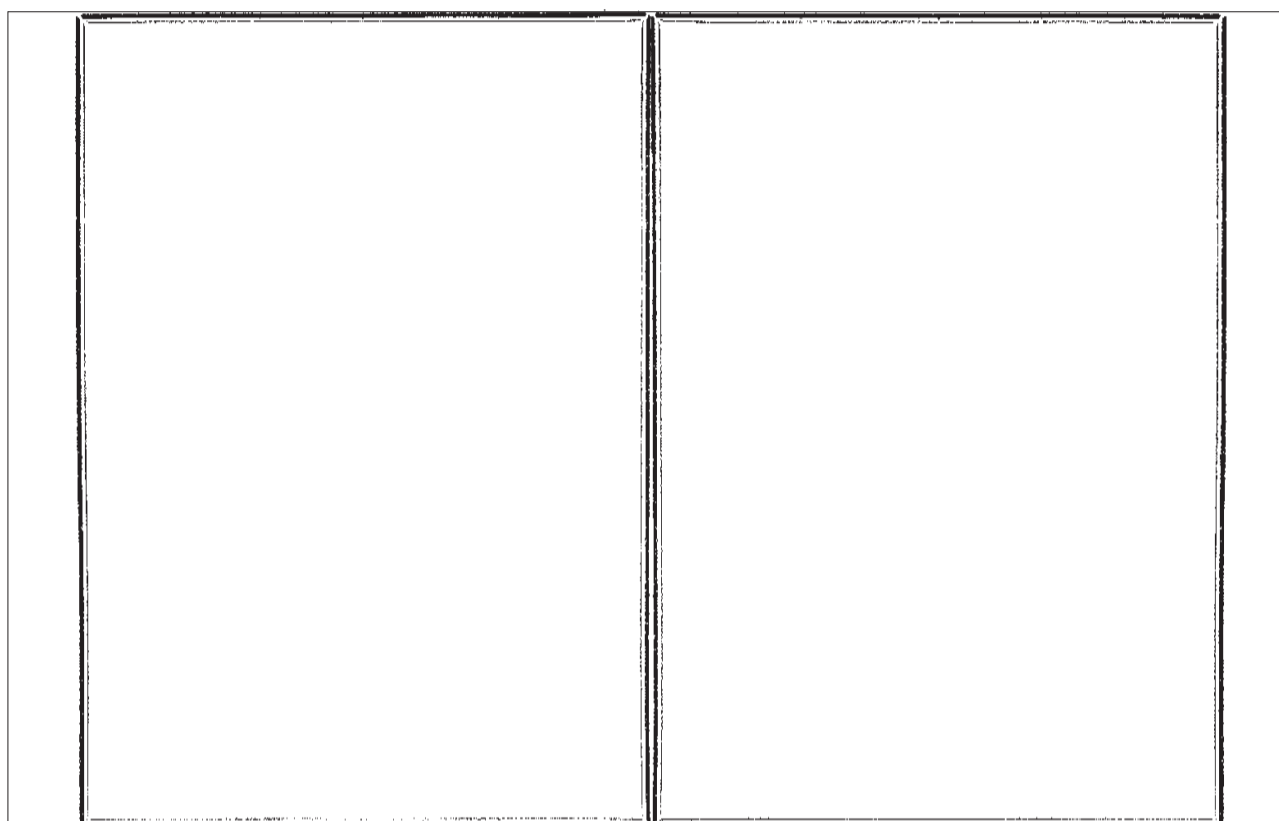


明治四十年民團事務報告

天津日本居留民團



四十年民團報告書目次

(一) 行政委員會

- 一、行政委員 一
- 二、行政委員の事務分擔 二
- 三、委員會回数及議事件數 三
- 四、租界局 八
- 五、巡捕部 九

(二) 財務部

- 一、民團の財産 九
- 二、民團の收入 一〇
- 三、四十年年度豫算 一一
- 四、民團課金等級の決定 一七
- 五、手数料及使用料の規定 二〇
- 六、居留地財産引繼目録 二二
- 七、天津小學校財産引繼目録 二四
- 八、四十年十二月現在民團財産表 二四

(三) 學務部

- 一、教育勸誘騰本の下賜 二七
- 二、天津小學校の引繼 二七
- 三、天津小學校新築落成式 三一
- 四、天津小學校生徒數 三五
- 五、清國人教育費の補助 三五
- 六、日本圖書館引繼始末 三八

(四) 土木部

- 一、旭街改修工事(電車の開通) 四〇
- 二、道路の修繕 四一
- 三、降雨と降雪 四一
- 四、街樹の補植 四二
- 五、街路の點燈 四三
- 六、街路全通の計畫 四三
- 七、市場の建設 四四
- 八、設計委員の囑托 四五
- 九、大和公園の設備 四五

(五) 衛生部

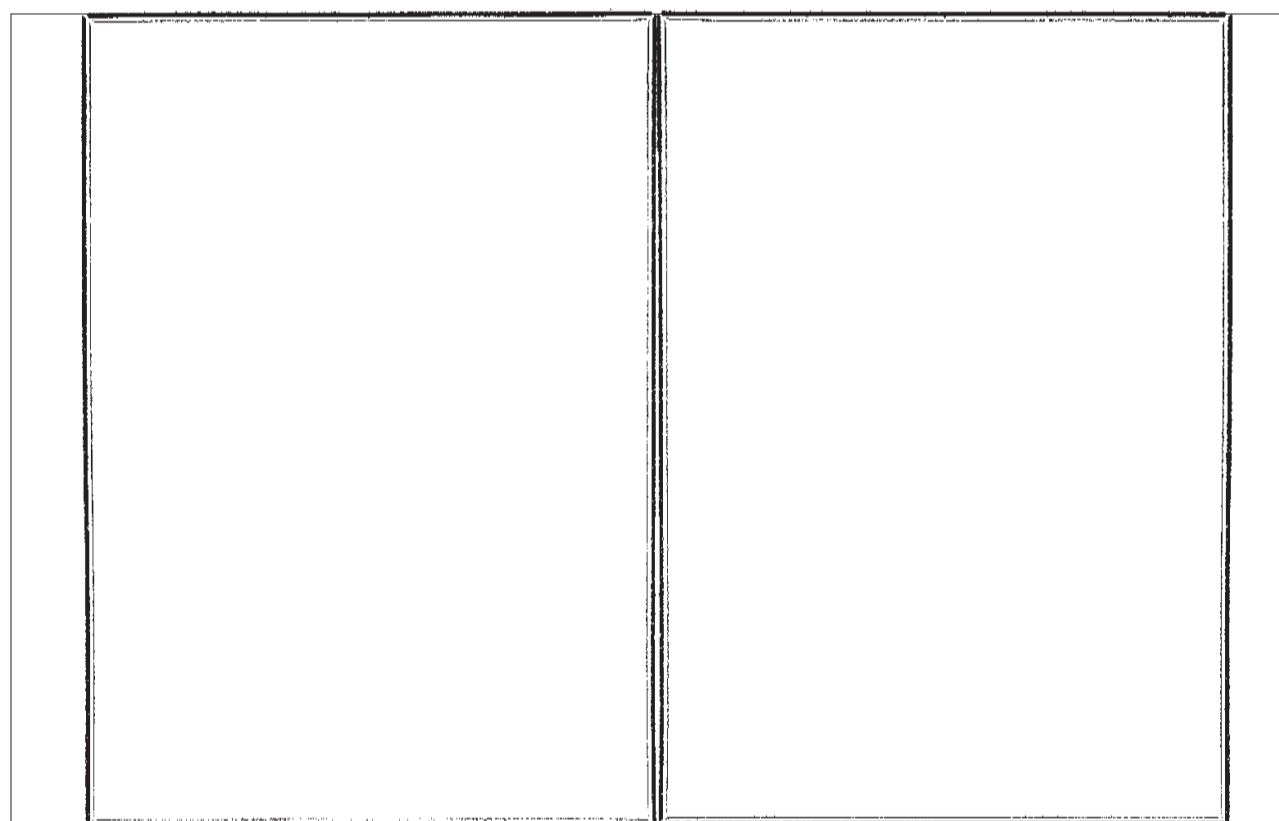
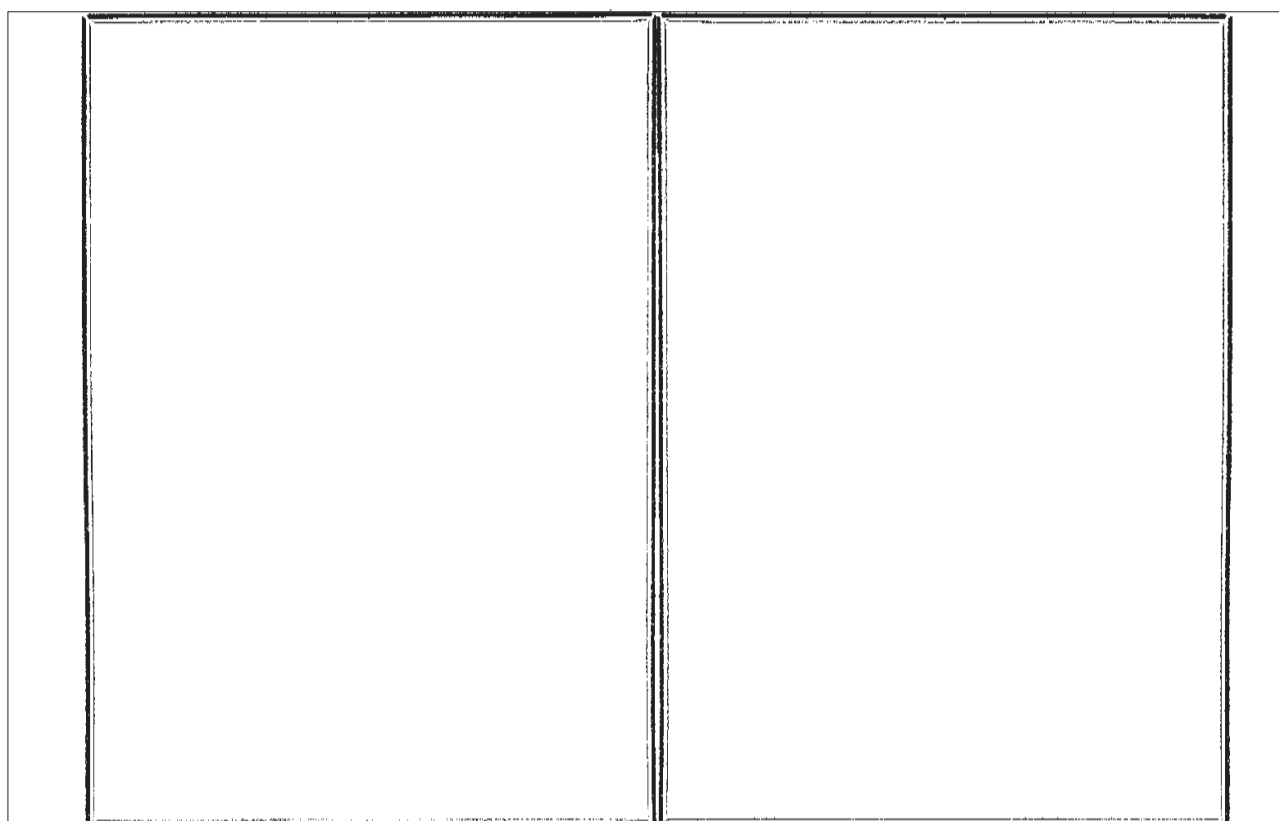
- 一、傳染病室の一時閉鎖 四七
- 二、消毒器械 四八
- 三、共立醫院補助の繼續 四八

(六) 雜件

- 一、電燈規定の假認可 五四
- 二、本願寺布教所と共同葬祭場 五四
- 三、消防事業 五八
- 四、公告式に關する件 五九
- 五、課金賦課徵收の件 五九
- 六、四十年課金賦課徵收期日の件 六一
- 七、使用料手数料に關する件 六一
- 八、行政委員會執行章程 六六

(七) 諸規則

- 一、公告式に關する件 五九
- 二、課金賦課徵收の件 五九
- 三、四十年課金賦課徵收期日の件 六一
- 四、使用料手数料に關する件 六一
- 五、行政委員會執行章程 六六
- 六、行政委員會議長委任の項 六七
- 七、民團出納規程 六七
- 八、民團吏員規程 六七
- 九、租界局分讓並處務規程 七八
- 十、目次終 七八



天津日本居留民團事務報告書

(自明治四十年九月至十二月)

(一) 行政委員

明治四十年九月一日居留民團法實施に付同法施行規則第七十一條に據り同日帝國總領事の指名に依り就任したる行政委員は安川雄之助を議長に小松林藏を議長代理者に武内桂次郎を會計主任に選舉し明治四十年九月發布御事第第一號第二十四條及第二十五條に據り舊居留地行政委員會より事務の引継を受け民團吏員として舊租界局員を全部採用し居留民會創立に至る迄の行政事務を執る。

(參照)

第二十四條 大日本租界局に於て保管する一切の所有財産を居留民團に引継ぐも

のどす

第二十五條 大日本租界局に於て負擔する債務及義務并に決議事項は居留民團に於て之を繼承するものどす

當時安川議長旅行不在に付同月七日迄小松議長代理者事務を總理し同年十一月二十日安川議長辭表提出に付本年一月十三日現任米田議長の就任迄小松議長代理者再び事務を總理せり此間委員中にも亦多少の異動あり左之を列記す

行政委員會議長
安川雄之助 明治四十年九月就任同十二月八日辭任

(一)

行政委員會議長代理者
小松林藏 明治四十年九月就任

會計主任
武内桂次郎 明治四十年九月就任

行政委員
井上一男 明治四十年九月一日指名

西本茂吉 同上 同年十二月辭任

加藤定吉 前同日指名 辭任

米田俊徳 前同日指名

武内桂次郎 同上

村田介次郎 同上

安川雄之助 同上

小松林藏 同上

皆川廣量 同上

内田兼吉 同上

明治四十年九月補欠指名

二、行政委員の事務分擔

行政委員は執務章程の規定に従ひ庶務、財務、學務、土木、衛生の事務を分擔す其擔當員左の如し但し議長は常に庶務を見ること共に各般の事務を總理せり

(二)

井上一男	明治四十年九月擔任
皆川廣量	同上
武内桂次郎	同上
村田介次郎	明治四十年九月擔任
安川雄之助	同上 同年十二月更任
小松林藏	明治四十年九月擔任
内田兼吉	明治四十年九月擔任
皆川廣量	明治四十年十二月兼任
米田俊徳	明治四十年九月擔任
西本茂吉	同上、同年十二月退任
冲田介次郎	明治四十年十二月擔任

三、委員會同數及議案件數
此四ヶ月の期間に於ては行政委員會を開くこと十九回、其議案件數六十七件にして内可決六十件、承認一件、再議三件、延期二件、撤回一件なり其日及件名左の如し

第一回 明治四十年九月四日
議長、議長代理者、會計主任選舉

第二回 同年九月五日
一 公告式に關する件

第三回 同年九月六日
一 課金賦課徵收の件

第四回 同年九月十一日
一 四十年課金賦課徵收期日の件

第五回 同年九月十二日
一 使用料手数料に關する件

第六回 同年九月十四日
一 行政委員會議長へ委任事項

第七回 同年九月十四日
一 公園設備委員規程

第八回 同年九月十四日
一 公會堂其他設計囑托の件

第九回 同年九月十四日
一 使用料手数料に關する件

第十回 同年九月十四日
一 行政委員會議長へ委任事項

第十一回 同年九月十四日
一 公園設備委員規程

第十二回 同年九月十四日
一 公會堂其他設計囑托の件

第十三回 同年九月十四日
一 使用料手数料に關する件

第十四回 同年九月十四日
一 行政委員會議長へ委任事項

第十五回 同年九月十四日
一 公園設備委員規程

第十六回 同年九月十四日
一 公會堂其他設計囑托の件

(五)

一 民團出納規程	可決
一 民團事務所名稱位置の件	可決
第七回	同年九月十七日
一 課金等級記留審査の件	可決
一 公園設備委員の件	可決
一 公園等級割定案	可決
第八回	同年九月二十八日
一 課金等級割訂正案	再議
一 共立醫院補助繼續の件	可決
一 租界局移轉の件	可決
一 小學校新築落成式の件	可決
一 警察用自動車購入の件	可決
第九回	同年九月二十九日
一 教育事業引繼の件	可決
第十回	同年十月三日
一 公園内音楽堂及門塙工事の件	可決
一 日本人課金等級割の件	可決
第十一回	同年十月十五日
一 清國人課金等級割の件	可決

(六)

一 ステイムローラー購入の件	可決
第十二回	同年十月二十二日
一 公園植樹式寄附の件	可決
一 特別委員設置の件	可決
一 傳染病室閉鎖の件	再議
一 市場設備案	可決
第十三回	同年十月二十九日
一 民團吏員規程	可決
一 清國人課金納入期日の件	可決
一 傳染病室一時閉鎖の件	可決
一 清國人課金等級割調査委員の件	可決
一 傳染病室備員慰勞金の件	可決
第十四回	同年十一月七日
一 租界局分課並に處務規程	可決
一 街樹植の件	可決
第十五回	同年十一月十二日
一 巡捕増員の件	可決
一 清國人小學校の件	再議
一 電燈規定假認可の件	可決

(七)

第十六回	同年十二月八日
一 手数料免除の件	可決
一 清國人課金減等並に免除の件	可決
一 清國人小學校補助の件	可決
一 街路電燈敷の件	可決
一 日本圖書館引繼の件	可決
第十七回	同年十二月五日
一 安川議長辭任許可の件	延期
第十八回	同年十二月八日
一 安川議長辭任許可の件	承認
一 行政委員事務分掌の件	可決
一 水道延長調査の件	可決
一 審判通運經營の件	可決
一 公立病院に關する調査の件	可決
報酬贈付の件	可決
第十九回	同年十二月二十七日
一 民團吏員任用の件	可決
一 報酬贈付の件	可決
一 本願寺布教所出願の件	可決
一 天津小學校學則	可決

(八)

一 日本圖書館規則	可決
一 日本圖書館々外借覽規定	可決
一 年末賞與の件	可決
一 本願寺布教所へ寄付金の件	可決
一 謝意表彰の件	可決
一 天津小學校へ電話架設の件	可決
一 水道延長の件	可決
一 小學校職員規定制定の件	可決
一 臨時土木委員の件	可決
一 日本圖書館評議員の件	可決

以上

四、日本租界局

本民團の事務所を大日本租界局と名けたり是れ租界局の名は舊居留地行政委員會事務所たりし當時より已に廣く世に知られたればなり現在の民團吏員は悉く舊租界局員にして左の如し

理事	七級俸	西村虎太郎
技手	十二級俸	赤山今朝治
書記	十三級俸	田中鑄太郎
書記	十四級俸	尚一

財務主任兼庶務主任 衛生主任兼庶務

書記 十五級係 財務 萩谷正雄
 月俸三十弗 財務 前島彌
 外に備清國人三名(財務二名、文案一名)

五、巡捕部
 巡捕の数は舊居留地行政委員時代にて已に五十五名に達した。本民團成立するに及び日本警察公署の希望に依り更に十名を増して六十五名とし依然其監督を日本警察公署に依頼せり巡捕の俸給は月額七弗より十二弗迄にして平均九弗を定額とす

(二) 財務部

一、民團の財産

本民團行政委員は明治四十年九月四日舊居留地行政委員時代に於ける居留地の財産を左の覺書が以て同會より引継ぎ又同年十月一日居留地教育費自擔者より天津小學校に屬する財産(別項参照)を引継ぎ(引継ぎ財産は其都度告示す)同年十二月末に至りて民團有の財産は別表の如くなれり

覺書

本年八月三十一日現在日本専管居留地に屬する財産並に記録帳簿類左記目錄の通り舊行政委員より新行政委員會へ引継候也

明治四十年九月四日

天津日本専管居留地新行政委員會
 議長 小松林藏

(九)

左記

天津日本居留民團行政委員會

議長代理者 小松林藏
 會計主任 武内桂次郎

但舊居留地行政委員會より引継きたる本財産中には其性質消耗品に屬するものありしも其當時相當價格を有したる物品なりしを以て之をを財産中に算入したるものなることを承認されんことを望む

二、民團の収入

本民團の収入は課金、碼頭、水道、市場、土地等の使用料並に授業料、諸車、旅館、料理店、藝妓、酌婦、茶園、落子館等の免許手数料及雜収入とす

三、明治四十年年度總豫算

行政委員會は舊居留地行政委員時代の収支を参照し之に課金を加へ又事業の緩急を慮り左の如く明治四十年度(四十年九月より四十二年三月迄七ヶ月間)の豫算を立つ

自明治四十年九月居留民團歳入出總豫算
 至全四十一年三月

歳入

一、銀參萬九千八百五拾貳弗七拾參仙也 經常部豫算高
 一、銀壹萬四千四百六拾六弗零八仙也 臨時部豫算高

合計銀五萬四千四百拾八弗八拾壹仙也

一、銀貳萬五千五百九拾六弗貳拾仙也
 一、銀貳萬六千八百弗也
 合計銀五萬貳千參百九拾六弗貳拾仙也
 歳入出差引銀貳千零貳拾貳弗六拾壹仙也
 備考 右殘金を以て豫備費とす

自明治四十年九月居留民團經常歳入出豫算表
 至同四十一年三月

科 目	本年度豫算格	備 考
第一款 居留民團課金	七、六五二、二二五	
一、取得課金	七、六五二、二二五	一等十八人、二等三十人、三等三十二人、四等五十一人、五等六十九人、六等百五十七人、七等百四十七人、八等九十三人、九等三百〇八人、十等百二十六人、此約當割五分引
第二款 使用料	三〇、六四七、〇〇〇	
一、汽船船票留料		
二、帆船船票留料		
三、汽船貨物陸上料		
四、帆船貨物陸上料		

(一)

(二)

五、民 船 料	二四、〇〇〇 四ヶ月間
六、船 板 船 料	六、〇〇〇 四ヶ月間
七、水 道 料	二、八〇〇、〇〇〇 一ヶ月平均三百九十九弗九十六仙
八、營業人力市	一五、四〇〇、〇〇〇 毎日四百四十台、一、台五十仙
九、自用人力市	一、五〇〇、〇〇〇 壹百壹年三弗、延五百台
一〇、小 車 市	九二六、〇〇〇 一、台每月三十仙、延參千二百二十台
一一、大 車 市	一、四四〇、〇〇〇 一、台每月一弗、延一千四百四十台
一二、地 扨 市	三七三、〇〇〇 一、台每月一弗、延二百七十二台
一三、藝 妓 市	五、七八九、〇〇〇 一等五弗三十七名、二等三弗二百十四名
一四、酌 婦 市	三五〇、〇〇〇 一、人一ヶ月一弗、延三百五十名
一五、旅 館 市	一八二、〇〇〇 一、ヶ月十弗一、五弗二、三弗二
一六、料 理 店 市	一、三九三、〇〇〇 一、ヶ月三、三弗三
一七、戲 園 市	二八〇、〇〇〇 毎月四十弗
一八、落 子 館 市	一七五、〇〇〇 毎月二十五弗
第三款 財產より生ずる収入	一、〇三二、四八
一、土地貸下料	三二、四八
一、預金利子	一、〇〇〇、〇〇〇 定期預金三萬弗(年五歩ノ利)其他

(三--)

第四款、授業料	五〇〇〇〇	一ヶ月一人一弗延五百人(一家二人以上は一人を一弗とし他は五十仙宛とす)
第五款、雑収入	二一、〇〇〇	
計	三九、八五二、七三	
出		
科		
第一款、事務所費	五六七〇、〇〇	備考○印を付するものは三ヶ年の平均を酌したるもの
一、俸給及諸給	三、五〇〇、〇〇	理事一名百七十五弗書記五名平均六十弗備清濁八三名平均十五弗ボーイ門衛四名平均八弗其他諸給
二、備用品費	一五〇、〇〇〇	
三、消耗品費	二五〇、〇〇〇	石炭、電燈其他筆紙墨
四、建築修繕費	一〇〇、〇〇〇	
五、印刷費	三五〇、〇〇〇	鑑札其他
六、通信費	一〇〇、〇〇〇	電話料其他
七、旅費	一〇〇、〇〇〇	
八、地所家屋借料	一、〇〇〇、〇〇〇	
九、雜費	一一〇、〇〇〇	
第二款、會議費	五〇〇、〇〇〇	
一、俸給及諸給	五〇、〇〇〇	書記手當

(四--)

二、備用品費	五〇、〇〇〇	
三、消耗品費	一〇〇、〇〇〇	
四、印刷費	二〇〇、〇〇〇	議案其他
五、雜費	一〇〇、〇〇〇	
第三款、土木費	六、七〇〇、〇〇	機關十二名二、弗、火夫一名十一弗、ローラ道苦力日給二十五仙延二千八
一、俸給及諸給	八九九、〇〇〇	機關十二名二、弗、火夫一名十一弗、ローラ道苦力日給二十五仙延二千八
二、器具費	一五〇、〇〇〇	
三、修造材料費	一、〇〇〇、〇〇〇	石材百方
四、消耗品費	三五〇、〇〇〇	スチームローラー用其他〇
五、撤水費	一、二二五、〇〇〇	一ヶ月百七十五弗
六、點燈費	二、一〇六、〇〇〇	電燈一燈一ヶ月一弗八十六仙延九百燈
七、植樹費	九〇〇、〇〇〇	油燈一燈一ヶ月一弗六十仙延二百七十燈
八、碼頭費	三五、〇〇〇	植樹一本三弗延三百本
九、雜費	三五、〇〇〇	
第四款、水道費	二、二五九、〇〇〇	
一、俸給及諸給	一一九、〇〇〇	水道看守人二名平均八弗五十仙
二、敷設修繕費	七〇、〇〇〇	

(五--)

三、器具費	三五、〇〇〇	
四、水費	二一〇、〇〇〇	
五、雜費	三五、〇〇〇	
第五款、教育費	二、二二九、〇〇〇	
一、俸給及諸給	一、五〇〇、〇〇〇	校長一名六十弗教員三名平均四十弗ボーイ三名平均七弗其他諸給
二、校舍建築修繕費	一〇〇、〇〇〇	
三、圖書費	一〇〇、〇〇〇	
四、器具器械費	一〇〇、〇〇〇	
五、備用品費	一〇〇、〇〇〇	
六、消耗品費	七〇、〇〇〇	
七、薪炭油費	一八九、〇〇〇	石炭十噸、石油三箱、一箱二弗三十仙
八、雜費	七〇、〇〇〇	
第六款、衛生費	一、八一七、〇〇〇	
一、諸給料	一、二八八、〇〇〇	衛生苦力二十六人
二、藥品及器具費	七〇、〇〇〇	
三、補助費	二五九、〇〇〇	共立醫院補助費月三十七弗
四、種痘費	一〇〇、〇〇〇	
五、雜費	一〇〇、〇〇〇	

(六--)

第七款、救助費	一〇〇、〇〇〇	
第八款、警備費	五、九二一、二〇〇	
一、俸給及諸給	三、九〇九、〇〇〇	巡捕六十五名平均九弗巡捕付苦力二名平均六弗
二、被服費	一、六二二、〇〇〇	巡捕六十五名平均二十五弗
三、備用品費	五〇、〇〇〇	
四、消耗品費	一三七、二〇〇	石炭十屯一屯十二弗、石油七箱一箱二弗三十仙
五、建物修繕費	五〇、〇〇〇	
六、旅費	一〇、〇〇〇	
七、消防器具費	五〇、〇〇〇	
八、消防手當費	七〇、〇〇〇	
九、雜費	二〇、〇〇〇	
第九款、墓地及火葬費	五〇、〇〇〇	
一、墓地費	五〇、〇〇〇	
二、火葬費	五〇、〇〇〇	
第十款、諸稅及負擔	三〇〇、〇〇〇	萬國橋修繕費負擔
第十一款、雜支出	五〇、〇〇〇	
計	二五、五九六、二〇〇	

自明治四十年九月居留民團臨時歲入出豫算表
至同四十一年三月

科	目	金額	備考
第一款 引繼	一、租界局殘金	一四、四六六、〇八	九月一日引繼
	二、教育費殘金	六一九、二四〇	十月一日引繼
小計		一四、四六六、〇八	
第三款 土木	一、市場建設費	二六、八〇〇、〇〇	
	二、器具費	三、五〇〇、〇〇	六噸スチームロープ一台
	三、道路改修費	一八、五〇〇、〇〇	旭街改修工事費
小計		二六、八〇〇、〇〇	
四、民團課金等級の決定			

(八一)

(七一)

上豫定案を作らば左の二十五名、取得課金等級協議員として九月十五日日本俱樂部に集會を求め行政委員一同之に参加し協議の上豫定案を修正せり

取得課金等級協議員

兒島 登廣	川島 右一	比田勝 勇次郎	足立傳 一郎
岡村 繁藏	岡田 太次郎	川勝定 一	田村源 二郎
三毛 藤吉	西 時雄	太田 万吉	中戸川 忠三
藤井 恒久	加藤 久吉	神谷 佐兵衛	富成 一二
三浦 喜傳	豊岡 保平	安 東義 喬	出口 雄次
川畑 竹馬	千葉 初藏	大亦 秀助	渡邊 龍聖
鈴木 敬親			

此日俱樂部に參集せし川畑、川勝、足立、豊岡、神谷、三毛、比田勝、川島、鈴木、西、加藤、大亦、富成、藤井、渡邊、田村の十六名及行政委員十名にして安川行政委員會議議長會長席に着き大體左の如き趣旨を述べ午後七時四十分より同十一時に至。全部の修正を結了せり

居留民團法實施に村民團員の義務に属する課金の等級は已に御手元差廻し置きたる豫定案の如く行政委員に於て一應の調査を爲し大抵均衡を得たる積りなるも何分多數の人員なれば行届かざる點なきを依て廣く諸君の御意見を承り出來得るまで公平と認めらるる等級の割當を爲さんと希望し今晚御足勞を願ひたる次第なり勿論厳格なる形式を用ゆるには非ざるも諸君は先づ審査員とも云

(九一)

(二〇)

ふべき資格を以て十分審議を盡されんことを希望して止まず向本席に於て決定したる等級別は一應各負擔者に通告して訂正の餘地を與へ愈々確定の上執行せん積りなり是は餘り廻りくごき致方の様なれども可成圓滿に實効を擧げん所存にて此方法を執りし次第なり云々

此の如くして調製したる等級別を各負擔者に通知したるに多少訂正を申込むものありしも協議の上大抵原案通りの等級に決定したり

又清國人の部は調査頗る困難なりしも大體の原案を作り紳董をして之を審査せしめたるも尙意に滿たざる所あるを以て更に紳董、張祥和、王裕泰、王鳳翔、馬雲書、房玉成、張式淵の六名を租界局に招き小松議長代理者より十分説明する所あり再調査の上之れを提出せしめ更に行政委員の意見を以て之を訂正し其等級を決定したり、四十年十二月末に於ける取得課金負擔者左表の如し

民國取得課金負擔者表(四十年十二月末現在)

等級	日本	清國	人	計
一等	一三	一	一	一八
二等	二二	一	一	二九
三等	二八	一	一	三一
四等	二九	一	一	三一
五等	三四	一	一	三六
六等	七六	一	一	七八

五、手数料及使用料の規程

民團課金以外從來租界局に於て徴収し來りたる船舶に對する碼頭使用料並に水道、市場等の使用料及び人力車、大車、小車、地扒車、旅部、料理店、藝妓、酌婦、茶園、茶園、落子館等の免許手数料は便宜上一時舊行政委員會時代に於て制定したる諸規則を適用したり

然れども課金徴收規則に於ても戸籍の取扱を爲さざる民團にありては其負擔者去來の調査に多くの手續を要するのみならず負擔の等級を定むべき標準不確定の嫌あり依て審議の上來るべき民會に其改正案を提出すべし而して使用料及手数料に關する現行の諸規則も亦不完全の點少なからざるを以て此等の諸規則は總て改正を行はんとす(現行の諸規則は別項に列記せり) 四十年十二月末に於ける特許に属する雜種營業者數左の如し

等級	旅館	料店	店
一等	一	二	二〇
二等	一	二	二〇
三等	一	二	二〇

種目		坪數	價
一、預金及現金			
居留民團定期預金			三〇、七五〇〇〇
居留民團當座預金			七、六七三、二一〇
大和公園基金預金			五九、二六〇
伊集院音樂堂紀念寄附預金			三、一七、五〇〇
仙波少將紀念教育資金預金			八五、一〇、〇五〇
寄附教育費預金			四七、七九八
現計			二五〇、〇〇〇
合			四四、三〇九、八六六
二、土			
共 同 墓 地		坪數	價
天津小學校敷地		五、七三九、三一	二、八六三、六〇五
舊本願寺敷地		一、六七四、三三	一、三七二、六一五
合 計		八、〇一三、六四	六、〇三六、二二〇
三、建 物			
天津小學校舎及宿舍		二三七、一八一	一六、五七七、八一〇
全校門及塙其他付屬建物			二、九八四、六八〇
傳染病室附屬舎		一七、二八〇	三、五七〇、〇〇〇
消防器具置場		一七、〇六〇	六八〇、〇九〇
ステイムローラ置場		六、一一四	九、九一〇、〇〇〇
合 計		二九、一四四	二九、六四八、六八〇
四、鐵 管			
口徑六吋鐵管		四、三〇〇、〇〇〇	七、四四八、四一〇
口徑四吋鐵管		一、九五二、〇〇〇	二、一〇一、八六〇
合 計			九、五五〇、二七〇
五、物 品			
租界局備品		三五九	一、八三七、六九〇
巡捕貨與品		六五五	二、七二一、二二〇
巡捕部備品		四四	二、二四、五〇〇
土木器具		四〇〇	七、五一九、八三〇

(六二)

(五二)

種目	價
衛生器具	五三七、七八〇
傳染病室備品	七九七、八三〇
水道器具	一、四七四、九五〇
消防器具	二、九七〇、二八〇
碼頭器具	一七一、〇〇〇
天津小學校備品	二、八三、四九〇
合 計	二一、〇八八、二二〇

(三) 學 務 部

一、教育勸誘本部の下賜
 舊居留地行政委員會時代に於て稟請中の教育に關する勸誘本部は四十年九月二日總領事館を経て下賜せられたるに付天津尋常高等小學校に奉安す

二、天津小學校の引繼
 天津小學校は去明治三十七年三月居留民大會の決議に依り同年五月開校せられたるものにして其經費は在留者中の教育費負擔者より支出し教育事務は一切當時の居留地行政委員會に委託し來りたるを四十年九月居留民團法施行に付同月二十八日教育費負擔者臨時大會を開き左の議決を爲し翌二十九日を以て同會長より左の書面を以て同校引渡の申込あり

臨時大會決議事項
 一、來十月一日を以て天津小學校を居留民團に引渡すこと
 二、右引渡と同時に天津小學校に屬する財產器器等を居留民團に引繼ぐこと
 但用途指定の金員は其指定を變更すべからざる條件を付すること
 三、從來申合に依り提出したる教育費は本月限り之を廢止すること

去明治三十七年三月居留民大會の決議を以て教育事務を居留地行政委員會に委託致來候處今般居留民團法施行に付本月二十八日教育費負擔者臨時大會を開き滿場一致の決議に依り來十月一日を以て天津小學校並に同校に屬する本月三十日現在の財產器器等を居留民團に引渡致度候條御引受相成度尤も別紙記載の通り用途指定の金員は其指定の費目に使用相成候様致度此段申入候也
 四十年九月二十九日

天津任留教育費負擔者大會
 會長 加藤本四郎

天津日本居留民團
 行政委員會議長 安川雄之助殿
 (別紙)

用途指定資金目録
 一仙波少將紀念教育資金
 是は天津小學校用圖書、器械、標本購入費に限り使用すべきもの
 以上

(八二)

(七二)

右の申込に依り行政委員会は即日會議を開き異議なく引繼を受くるに決し直に左の回答書を發す

本月二十九日付御照會相成候天津小學校並に本月三十日現在の同校に屬する財産引繼の件は本日行政委員會に於て御照會に應じ全然引繼を受くることに決し候條左様御承知相成度此段及御回答狀也

明治四十年九月二十九日

天津日本居留民團
行政委員會議長 安川雄之助

天津在留教育費負擔者大會
會長 加藤平四郎殿
越へて十一月一日左の覺書を返替はして財産の引繼を終り同日より天津小學校を本民團立とす

本年九月三十日現在天津小學校に屬する財産左記目錄の通り天津日本居留民團に引繼候也
明治四十年十月一日

天津在留教育費負擔者大會
會長 加藤平四郎
天津日本居留民團行政委員會

(九二) (〇三)

左記 財產目錄

議長 安川雄之助
會計主任 武内桂次郎

種	價
天津小學校建物	一九、五六二、四九
天津小學校備品	二、七二二、一四
教育費預金	六一九、二四
仙波少將紀念教育資金預金	八三四、三二
合計	二三、七八八、一九
以上物件價格	
合計銀貳萬貳千參百參拾四弗六拾參仙	
預金	
合計銀壹千四百五拾參弗五拾六仙	
總計銀貳萬參千七百八拾八弗九拾九仙也	

右の如く天津小學校を本民團立となすと共に其名稱を天津尋常高等小學校と改め職員は全部從來のものを採用し教規、校則等は従来本邦の小學校令に遵據したるものなるを以て是亦前規定に従へり其職員は左の如くにして年末まで異動なし

天津尋常高等小學校職員

- 訓導兼校長 三輪辰次郎
- 愛知縣尋常師範學校卒業生
- 本科正教員 月俸銀六拾弗
- 訓導 伊與田幾次
- 愛知縣第一師範學校卒業生
- 本科正教員 月俸銀五拾弗
- 訓導 山田米二
- 愛知縣第一師範學校卒業生
- 本科正教員 月俸銀四拾弗
- 訓導 井上キヨ
- 兵庫縣明石女子師範學校
- 乙種講習科卒業生
- 尋常科本科正教員月俸銀廿五弗

三、小學校新築落成式

天津尋常高等小學校は舊居留地行政委員時代に於て新築し着手し四十年五月に至り落成せしも秋冷の候を待つて落成式を舉ぐることとなしたるを以て同年十月六日中村駐屯軍司令官、加藤總領事、永瀧上海總領事(當時來遊中)其他在津文武官紳紳商約三百名の來臨を得て盛大なる落成式を舉行したり建物の概様は當日租界局理事西村虎太郎

(一三) (二三)

新築始末書

天津小學校新築の議を起したるは去三十八年十二月にして當時日本居留地行政委員會は會議數回を重ね地所の撰定、建築圖案の調査、建築費支出の方法等に就て研究する所あり遂に左の案を具へて三月二十一日第三回居留地教育費負擔者大會に提出し滿場の賛同を得席し忽ち新築費寄附の申込を爲すもの特別寄附金を合せて八千弗に達するの盛況を呈し更に新築に關する一切の事務を擧げて行政委員會に委託せられたり

天津小學校新築案

一、場所	福島街
二、敷地坪數	一千六百七十四坪
三、建坪數	二百三十五坪餘
四、建築費總算	
一、銀一萬五千弗也	校舍新築工費
一、銀一萬五千弗也	収入總金
内 譯	
銀二千五百弗	教育基金
銀六千弗	特別寄附金
(建物會社二千弗、正金銀行、三井洋行、郵船會社	

(三三)

大倉洋行、各一千弗
 銀六千五百弗 一般寄附金

依つて同月より新築費の寄附募集に着手すると共に小松林蔵、藤井恒久、渡邊龍聖の三行政委員新築委員となり工學士眞水英夫を顧問として建築の設計を爲し一面北清駐屯軍司令部に向つて建物移轉の交渉を開始したり是れ現在天津小學校の敷地は元北清駐屯軍所有の建物のありし場所にして此處に小學校を新築するには先づ其建物を他に移轉するの必要あればなり幸に交渉容易に局を結び替地を交付し其建物を移すに至りたるを以て新築工事の請負入札を行ふこと前後敷同に及びたるも其結果悉く豫算超過に付遂に大倉組の公義心に訴へ一萬四千八百五十弗(豫算以下)を以て此工事を引受けしめ更に小松林蔵藤井恒久渡邊龍聖の三行政委員工事監督となり三十九年九月十日工々起し四十年五月十日落成を告げたり此際豫定を變更して教員寄宿舎一棟を増築し更に表門裏門附屬舎周圍煉瓦塀其他付屬の建設物を加へたるに依り建築費の増大を來したり雖も寄附金の増加と租界局の出金とを以て其不足額を補ふことを得たり左に建物の概略及建築費の計算を示す

建物の概要

一、場所 福島街
 二、敷地坪數 一千六百四十坪三合二勺
 三、建坪數 二百三十七坪一合八勺一才

(四三)

校舎 一種 百七十六坪四合八勺八才
 教員寄宿舎 三種 五十八坪二合二勺三才
 付屬舎 一種 二坪四合七勺
 四、煉瓦塀 周 四
 五、正門、裏門 (二)
 六、運動場 八百二十坪

建築費計算
 一、銀一萬九千六百四十九弗九十九仙也

内
 銀一萬五千弗
 銀一萬四千八百五十弗
 銀一千五百七十七弗八十一仙
 銀一千七百七十二弗十三仙
 銀二千一百八十弗
 銀一百七十四弗九十五仙
 銀八十七弗五十仙
 銀四百五十七弗六十仙
 一、銀一萬九千六百四十九弗九十九仙

總工費

建築設計料
 校舎並付屬舎工費
 付屬舎一種建坪工費
 校舎軒樞樑工費
 門及周圍煉瓦塀工費
 下水溜樹工費
 植樹費
 煉瓦敷目隠費
 總入金

(五三)

銀一萬三千八百八十一弗零二仙
 銀二千八百八十七弗八十七仙
 銀二千八百八十一弗十仙

新築寄附金並利子
 教育基金並利子
 租界局補足金

四、天津尋常高等小學校現在の生徒數左の如し

尋常科	男五十九名	女五十九名
一學年	男一二	女九
二學年	男五	女八
三學年	男五	女七
四學年	男六	女七
高等科	男二十九名	女一
一學年	男七	女五
二學年	男五	女三
三學年	男三	女一
四學年	男二	女一
合計	八十八名	

五、清國人教育費の補助

日本租界内に居住せる清國人教育の目的を以て設立せる共立學堂は租界内に居住せる清國人の設立せる通潔局(通潔局は清國人側の衛生及び消防を掌れる事務所なり)より毎月銀一千五百弗の經費を支出すべしとの契約に依り四十年九月十七日開校せられたるも九月以後は居留民團法施行せられ清國人も課金負擔の義務を生じたる 其に衛生及消防に關する事務は悉く民團に於て執行することとなり最早清國人側に於て特に通潔局を置くの必要なく之を閉鎖するの止むなきに至り茲に經費の出途を失したるを以て同年十一月四日同學堂總辦大木靈道より同學堂を日本民團に引継ぎ經營せんことを出願せり然れども本民團は本来共立學堂と何等の關係なきを以て別に該學堂支持の方法を示し其願書を却下したるに更し董事の連署を以て右共立學堂は加藤總領事の同意に由り將來租界の課金中より經費支拂の明言を得て大木靈道と商議し開校したるものなるを以て經費の支出を請ふ旨を出願せり加藤總領事の意見は本民團に於て曾て與り知ざる所なり雖も清國人に失學者の多きは概すべし事柄にして租界内の清國子弟の爲めに相當教育の途を開くの必要あるを認め私立學校としての共立小學校に補助費を與ふこととした。但し學堂の要する毎月の經費一千五百弗の内には租界外より來學せる高等學堂(共立學堂と併置)の經費を含み居れるを以て相當酌の上毎月の補助額を一千二百弗とし董事の請書を徴し且董事をして學堂の代表者を届出しめ四十年十一月より補助費を支給せり其請書並に届書左の如し

請書

敬啓者、董事等日本行政委員會に向て界内に在る中國子弟の教育費を支出されん事を提議致候處今般毎月銀一千二百元つゝ該學堂の爲めに補助被下候事と相成り感佩無涯に候自今右補助金は別書を以て届出候學堂の總辦大木靈道先生へ御交附被下度尙今後尙し學堂の經費不足致候節は董事等自ら能く法を設けて辨理致し決して一般在界者に累を及ばず申す數候間此段爲念茲に聲明致候敬具

光緒三十三年十一月初九日

(六三)

光緒三十三年十一月初九日

(七三)

董事	房玉成	張鳳翔	王裕和	馬雲泰	張式湘
小松議長大人	房玉成	張鳳翔	王裕和	馬雲泰	張式湘

敬啓日界共立小學堂は前任總領事加藤大人の督辦を蒙り數月前に設立致候處入學者次第に多く大木靈道先生教育を掌り施設宜しきを得申候に付今般董事等公同商議の上大木先生を該學堂の代表者と致候間茲に之れを聲明し伏て允許を祈り申候致具
光緒三十三年十一月初九日

(八三)

六、日本圖書館引渡始末
從來在留有志者に依つて設立せられたる日本圖書館は明治四十年十二月二日付と以て左の交渉書を本行委員會に送致せり

日本圖書館引渡交渉書
日本圖書館は本年十一月十六日總會を臨み今般天津日本居留民團の成立を期とし相當條件の下に之を同團に引渡すことを議決致し更に十一月二十五日評議員會を開き別紙の如く其條件を議決致し候に付相成るべく此儀御容れ下され候やう御詮議被成下度此段御交渉申上候也
明治四十年十二月二日

日本圖書館常置委員
牧野田彦
小幡勇治
中島半次郎

日本居留民團行政委員長
安川雄之助殿

(別紙)
左記の條件の下に日本圖書館の權利義務を天津日本居留民團に引渡すこと
一、居留民團は圖書館規則を制定し其中に左の條項を規定し置くこと
(イ)圖書館に評議員若干名を置くこと

(九三)

但第一期の評議員は前日本圖書館維持員中より選定すること
(ロ)評議員中より常置委員若干名を互選し購入書籍の選定及圖書館整理事務に任ずること
(ニ)居留民團は毎年銀七百元以上を支出して圖書を購入し且つ之を相當なる方法にて維持保存すること
右の交渉に對し行政委員會は同月八日の會議に於て其交渉に應ずるに決し左の通り引繼承諾の旨を回答せり
本月二日付を以て御交渉相成候日本圖書館を日本居留民團に引繼の件は御要求の條件を承認し引繼を受け可申候間御都合次第何時にても御引渡相成度此段及御回答候也
明治四十年十二月十六日

天津日本居留民團行政委員會
議長代理者 小松林藏

日本圖書館常置委員
中島半次郎殿
小幡勇治殿
牧野田彦松殿

以上の如くにて日本圖書館を本民團に引繼の交渉を纏め而して明年一月其引繼を受け、るに決したるを以て其準備として圖書館規則並に圖書館外借覽規定等を議決したり

(四)

(四) 土木部
一、旭街改修工事 (電車の開通、電氣鐵道布設の結果として必要を來したる旭街道路の改修工事は昨四十年六月電鐵の布設工事と共に起工、同年九月に至り落成し同月十九日より電車の開通を見るに至りたり其工費を計上するに左の如し)

車道延長四千二百七十八尺 幅二十八尺
工費六千七百八十五弗六十八仙
人道延長八千零六十八尺五寸 幅七尺
工費二千八百三十一弗零八仙
側溝延長八千零六十八尺五寸
工費七千八百九十八弗六十六仙
樹木及點燈柱移轉 二百七十七本
水道費水口移轉 四ヶ所
工費五百三十一弗九十一仙
合計一萬八千二百五十一弗八十三仙也

右改修工費合計一萬八千二百五十一弗八十三仙に對しては豫て電車公司との契約に依り一萬五千弗を電車公司の負擔とし已に之を前納せしめたるを以て民團の支出せし金額は其殘餘の三千二百五十一弗八十三仙なりとす

二、道路の修繕

昨年九月より十二月に至る四ヶ月間に於ては旭街の改修工事以外に道路の大修繕を行ふの余力少かりしも兎に角「ステアムローラー」(重量十噸)を以て各街道の補修修繕を行へり此年間の経験に依れば一年間に兩度各街道の補修修繕を爲すことを得幸甚だしき路面の粗悪を見るに至らざりしも此修繕力は到底永くは破壊力と對抗し得べにきものにあらざるを以て十月二十日更に重量六噸の「ステアムローラー」一台を三井洋行に注文せり但し日清兩國合弁の約ある大和街の道路のみは所々に凹凸を生じ昨年中に於て修繕の必要を認めたるを以て十二月九日天津南段巡警總局工程司に交渉し例に依り双方立會の上修繕工費の豫算を提出せしに其結果左の如くにして本民團に於て其修繕工事を引受くることとなれり

大和街修繕工費豫算

銀二千三百二十七弗九十二仙 (天津工程司)
銀一千九百四十五弗十二仙 (日本租界局)

然れども清國工程司より人を派すること遅く且つ豫算提出の期を誤り修繕の時機を逸したるが故に工事を明春に延期せんことを申込み其承諾を得たり

三、降雨と降雪

交通者の爲に不便を除くこと又一は道路保存の必要上降雨及降雪の都度道路の掃除を勵行することは舊居留地行政委員時代よりの慣行にして雨には泥土を掃き雪には積雪を掃き後に之を運搬するを常とし降雨降雪の量に依り使用の苦力数を異にするも

(一四) (二四)

大約一回の降雨に苦力費三十弗降雪に一百弗を要し昨年九月より十二月に至る期間に於ては泥土の掃除四回降雪の掃除一回を行へり

四、街樹の補植

昨年十二月末の調査に依れば租界内に於る街路の樹木は總數一千一百一十一本にして其内譯左の如し

山口街	五十九本	旭街	二百十四本
壽街	百十六本	福島街	百零七本
宮島街	九十三本	松島街	九十七本
秋山街	百十六本	榮街	百十八本
大和街	七十五本	無名街	百二十六本
計	一千一百一十一本		

右の内昨年十一月中に補植せし樹数は左の五百六十七本にして此外尙旭街に補植すべきもの四十六本なるも大樹を移植すべき計畫なるを以て之を春期の事業とせり

昨年補植の樹數			
福島街	三十九本	大和街	四十九本
松島街	三十三本	宮島街	四十二本
壽街	六十本	秋山街	六十一本
無名街	四十二本	榮街	五十六本
計	三百八十二本		

以上は植樹請負人張振聲の責任補植に係り此期にて責任解除となるべき分

旭街 百八十五本

右は旭街道路改修の結果として新に二百六十五弗五十仙を以て請負植樹せしめたるものに係り今後三年間請負人張振聲に於て保證の責任を有す

五、街路の點燈

租界内に於ては從來石油燈を用ひて街燈となしたるも昨年十一月十六日東京建物會社電燈部に於て電燈事業を開始せしを以て其當夜より之を十六燭光の電燈に改めたり電燈料は舊居留地行政委員會に於て規定したる電燈營業許可條件に基き普通料金の二割引即ち十六燭光一燈終夜二弗三十仙に對する割引一弗八十四仙の割とし現に一百八十燈を點せり其各街に配置せる電燈數左の如し

山口街	二十六燈	壽街	十六燈
曙街	十八燈	旭街	三十九燈
常盤街	十六燈	榮街	十八燈
秋山街	八燈	松島街	七燈
宮島街	六燈	福島街	三十六燈

六、壽街全通の計畫

現在の壽街は西端福島街に止れるを以て交通の便並に地方繁榮の爲めに之を大和街に開通せんとの議は年來の宿願にして曾て我々居留地經營事務所の豫定せしところなりしも議終に行はれず居留地の力亦容易に之を實行するに至らざりしが電鐵の布設を

(三四) (四四)

許可するに當り電車公司より得たる別途預金三萬弗の内其半を以て之れが開通費に充てんと議あり乃ち福島街軍病院角より大和街に至る延長二百四十四間幅五間の道路敷に當れる土地の買収並に土工費の豫算を立てて大和街の金額を以て之を支辨し得べき計算を得たるも此計畫と同時に大和街と旭街と通する延長八十間幅十二間の新道を開修すべしとの議あり事容易に決せざりしも新行政委員會は別道の開修に先ち街貫通實施の利益を認め昨年十二月八日の會議に於て一時電車公司納金の内を融通し特別會計法に依り此開通工事を經營し着手することを議決したるに別案を提出するものあり其意道路敷のみの買収を止め豫て道路開通の際には道路敷以外の地所は悉く舊地主に拂下を爲すの契約を以て延長二百四十四間幅五十間(道路敷の十倍)の地面を買収し五間幅の道路を開修したる後土地買収價格に此工事費を加算したる金額を殘餘の地面に割當て舊地主に拂下くべし舊地主に於ては多少賣價より高き買價を支拂ふの嫌ありと雖も道路の開通より來れる地方の繁榮に伴へる地價の騰貴は此賣買價格の差異を償ふて餘りあるべしと云ふにありて亦一考を要すべき提案なり依て暫らく前決議の實行を止め十二月二十七日の會議に於て從來の土木部委員皆川廣量、内田兼吉の外米田俊徳、沖田介次郎を臨時土木委員とし共に本問題の得失を調査せしむることとしたり

七、市場の建設

從來租界内に一ヶ所の市場ありしも暫設的にして殆んど其用を爲さざるを以て昨年九月行政委員中より西本茂吉、村嶋、沖田介次郎を擧げ市場設備委員として其設計の任に當らしめ一面去明治三十五年十一月規定の假市場規則第五條に據り九月十三日付

を以て全年十月十三日限り假市場構内の假小屋を取拂はし、從來の位置に於て新設市場の建築に着手せり此建築は行政委員の委任に依り市場設備委員より東京建物會社に交渉し四千八百弗以内を以て全部を竣工すべし契約なり左に新設市場の概略を擧ぐ

敷地 坪數 三百六十七坪
 總建坪數 二百二十三坪四合九勺

八、設計委員の囑托

行政委員會は民間の事業として左記の工事を起さんとし九月十三日を以て工學士眞水英夫に其設計を囑托したり

公立病院 音樂堂 公會堂 租界局
 九、大和公園の設備

前年伊集院總領事より命名せられたる大和公園の設備を記せば公園の中央部に建築すべき伊集院總領事紀念音樂堂は東京建物會社に其建築を委託し有志者の寄付に保る同領事紀念音樂堂資金を以て其工費に充てたり四十二年五月若しくは六月に至らば落成を見るべし公園の門及塀も亦其建築を東京建物會社に托し十月を以て工事に着手したり元來音樂堂並に門塀の工事は建築業者をして請負はしめん豫定にて其旨を廣告し資格ある業者より見解書が徴したるも門及塀は最低三千六百九十六弗四十仙音樂堂は最低三千二百五十弗にして悉く豫算に超過せるを以て止むことを得ず建物會社に交渉し隨意契約を結びたる次第にして建物會社の引受けたる工費左の如し

(六四)

音樂堂 三千零五弗
 門及塀 三千二百弗

是より先き舊行政委員會に於て電車公司より領取せし特別資金三萬弗の半を以て取敢へず公園の設備費に充つるの決議を爲し公園地内の地盤を着手したるも九月上旬落成に付新行政委員會は其工費二千九百三十三弗を支出し又同月左の諸氏は公園設備委員を囑托したり

大和公園設備委員

安東 義 齋 川畑 竹馬 太田 萬吉 三毛 藤吉
 松岡保之助 平林儀左衛門 足立傳一郎 豊岡保平
 神谷佐兵衛 鈴木敬親(辭任)

此の如くにして公園設備の端を開きしが公園資金として左の寄付金あり
 一銀二百弗也
 日本郵船會社天津支店長更迭に付舊支店長伊丹二郎新支店長米田俊徳氏より時節柄更迭披露會を遠慮し大和公園樹木費の内として九月十八日寄付一銀一百四十弗也
 日本郵船會社天津支店長伊丹二郎氏轉任歸朝に付同氏の希望に依り其送別會に代へ大和公園植樹費として十月十九日俱樂部員其他有志者より寄付依て上記二日三百四十弗の寄付金を基礎として公園基金を設く其後宜白弗安東義齋、壹日弗高橋景清、五十弗眞水英夫の寄付金あり

(五) 衛生部

(七四)

一、傳染病室の一時閉鎖
 昨四十一年の夏期は不幸にして租界内に猩紅熱の流行を見たり當時舊居留地行政委員會は駐屯軍所有の傳染病室を借受け之に相當の設備を施し當直醫並に看護人を置き又租界局に衛生事務の書記を置いて防疫事務に勉め九月民間創立の際に至りては已に一人の患者を見ざりしと雖も新行政委員會は尙從前の方法に従ひ警戒を怠らざりしが十月下旬に至りては形勢殊に平穩を示したるを以て駐屯軍病院長並に共立醫院長の意見を求め必要の場合には直に開設するべき用意として同病室の借受を繼續せるも十月限り一時之を閉鎖するに決り同月三十日該室の内外は大掃除法を施行し三十一日租界局員出張中村醫員より諸般の引續を受け書類及重要物品は租界局に保管し其他運搬し便ならざるも及雜品は該室の物置及消毒室に納め監視の爲め巡捕二名苦力一名を付し醫員看護人等を解雇し即日同室を閉鎖せり左に昨年民間創立以後租界内に於る傳染病患者并に昨年中の回患者表を掲ぐ

自九月傳染病患者表

病名	員數	治愈	死亡
實扶的里	二二	二	〇
虎刺	一〇	七	三
計	三二	九	三

(八四)

(參考) 自十一月傳染病患者表

病名	員數	治愈	死亡
天然痘	八	四	四
實扶的里	四	四	〇
虎刺	一	一	〇
猩紅熱	一六	七	九
計	二九	一七	一二

二、消毒器械
 「フォルマリン」消毒器五個及蒸氣消毒車一台は昨年舊居留地行政委員會より木村軍病院長の手を煩はし東京に法文し「フォルマリン」消毒器は早く到着し蒸氣消毒車は民間創立後(九月三日)軍病院に到着せり同院に於て試験せし成績に依れば器械の損所なく熱度の昇騰十分にして成績頗る佳良なりとの報告あり依て九月五日之を受領し直に傳染病室内に据付けたり租界内に於る傳染病豫防消毒の事務に關しては常に駐屯軍病院の力を借ること多く殊に緊急必要の前記消毒器購入に就ては駐屯軍病院の手を経るにあらざれば到底安全に且つ迅速に好良の器械を購入手得難かりしに幸に遺憾なく其目的を達し得たるは全く木村院長以下同院諸君の厚意に依る

三、共立醫院補助の繼續

(九四)

居留地、港からの關係を有し且つ居留地公共衛生の任務に當れる日本共立醫院に對しては舊居留地行政委員會より數年來毎月二十七弗の補助金を給與し年々其契約を繼續し來り昨年十月十五日其期限満了に至りしも更に同院の出願に依り本年十月十五日迄一ヶ年間補助を繼續するに決したり但し此期限内に補助を廢止せんとする場合には二ヶ月以前に之を豫告するの條件を付せり其立醫院は居留地公共衛生の任務に當れるの外同院院長は常に天津小學校囑託校醫たる責任を有せり

四、種痘の施行
租界内に於る本邦人に限りての種痘は毎年春秋二季舊行政委員會に於て無料（行政委員より一人十箇の割にて種痘料を支拂ひ共立醫院をして種痘の任に當らしめ種痘を受るものよりは料金を徴収せず）にて之を施行し來りしが民團法施行後に於ける昨年の秋季に租界内の清國人にも亦無料種痘を施行せり（無料種痘を受けるものは日清人と年齢三十歳未満のものに限る）此種痘に關しては毎期租界局より公告するが例とすれども之を怠るもの少からず日本警察公署より各戸に勸誘を試み漸く稍豫定數に近き種痘人員を得るを遺憾とす殊に清國人にありては習慣上種痘を忌避せるを以て其勸誘最も困難を感じたり昨年秋季種痘の日割は日本人は十月十日より三日間清國人は十月二十九日より二日間にして其種痘人員左の如し

日本人	三百五十二名
清國人	二百零六名
計	五百五十八名

(〇五)

五、秋季清潔法の施行
昨年秋季に於ける清潔法は十月三日を以て左の施行期日及心得書を租界内各戸に配布し且つ其日割を公告し之を施行せり
清潔法施行日割並心得
秋季清潔法左記日割を以て施行を特別項心得書の通り實施相成度候
但し雨天順延のこと

施行期日	區 域
十月七日	第一、二、三、區全部
同 八日	第四區全部及第六區（吾妻街以北）
同 九日	第五區全部
同 十日	第六區（吾妻街以南）
同 十一日	第七區全部
同 十二日	第八區全部
同 十四日	第九區全部
同 十五日	天和里、天安里
同 十六日	福島街以北日本人側全部

清潔法施行心得
一家屋の内外は居住者に於て掃除し其塵芥は一定の場所に集積し置き租界局より差廻したる人夫の取り集めを待つこと

(一五)

一疊代他の敷物（絨毯段通産の類）は午前十時迄に屋外日當能き場所に搬出し少くとも三時附以上日光に晒し掃除検査終了後屋内に納敷すること
一便所及、台所、流し場等は各戸に於て清掃したる上租界局より差廻したる石灰を撤布すること
以上

六、清國人に對する公共衛生
居留民團法施行以前にありては租界内の清國人は董事六名主管の下に通潔局と稱する事務所を設け租界在住の清國人より貧富に應じ細大洩さず經費を徴収し衛生及消防事務を執るの機關となしたるも居留民團法施行以後此等の事業は悉く民團の公費を以て處辦することとなりしを以て九月限り同局を廢止せり、日々の常務たる道路の掃除及各戸塵芥の運搬等に就ては舊來の方法に従つて租界局之を執行す

七、道路及溝渠の掃除
福島街以東には各一名の巡捕を監督として二組の打掃夫を有す、一組に運搬車一台、打掃夫四人福島街以西には苦力頭一人を監督として打掃夫十六人を付し八組に分ち日々怠らず普く道路溝渠の掃除を行はしむ

八、道路の撤水
道路の撤水は年來毎月銀百七十五弗を給し請負事業とし現時三臺の撤水車を使用せるも尙不十分なるを以て之を租界局の自營とし完全なる撤水器を使用するの設計を爲せり

九、水道延長の計畫
昨年十二月露街通り吾妻街角より福島街（軍病院の一帯）を屈折して天津小學校に至る延長二千二百二十三呎の水道口經四時鐵管を延長するに決し之を天津濟安自來水公司に交渉し左の見積書を得たり

一銀二千五百零七兩四錢也	見 積 書
水道二千九百二十三呎延長工事費	
内 譯	
銀一千七百五十三兩八錢	
口經四時鐵管代（一呎に付六錢）	
銀一百四十六兩一錢五分	
鐵管接續材料鐵鉛及松ヤニ系代（一呎に付五分）	
銀四百二十八兩四錢五分	
布設工事費（一呎に付一錢五分）	
銀七十兩	
制水辦二個代	
銀九十九兩	
噴水口三個代	

然れども當時鐵管の準備なきを以て之を英國より輸入するには明年四月若くは五月に

至らざれば、前記の回答を以て差當り、急務を要する福島街日本郵便局前より天和里迄延長一千五百呎の鐵管を日本より輸入することとし左の價格を以て之を大倉洋行に注文したり

一 銀九百四十五兩也

口徑四吋鐵管一千五百呎代（一呎に付六錢三分）

但し天津停車場渡し

（參考）

舊行政委員會時代に於て布設したる現在の水道左の如し

一 幹線（口徑六吋鐵管）

旭街全長四千三百呎

一 枝線（口徑四吋鐵管）

壽街通り吾妻街角より松島街を南曲し旭街の幹線に接続す

此延長一千三百呎

一 枝線（口徑四吋鐵管）

宮島街通、日本郵船會社角より旭街幹線を連じて榮街附近に至る

此延長六百五十二呎

合計延長六千二百五十二呎

十、公衆病院設立の計畫

行政委員會に於て公立病院設置の必要を認め昨年十二月八日の會議に於て衛生部擔當

(四五)

(三五)

委員をして之を調査立案せしむるに決したり

一、乾糞場撤去交渉の依頼

衛生上危険少からざるに付十二月二十六日の書面を以て清國人の乾糞場撤去の交渉方を總領事館に依頼す

日本租界福島街天津小學校の西方約三十餘の地に清國人の糞乾燥場有之其臭氣

日本租界内に糞氣、惡臭に耐へざるのみならず傳染病を傳播する虞も有之公衆衛生上捨置くべからざる儀に有之候に付昨年來貴館を通じて撤去方を交渉致候處清國

官憲に於ても其意を諒し直に撤去せしめたる上、後該人糞乾燥場を再設せしめざる

様回答致候儀に聞及候處其後何時もなく乾糞場を再開致し今日に於ては再び舊狀

に復し公衆衛生上非常の迷惑を來するのみならず近距離にある新築天津小學校の如

きは其危険測るべからざるもの有之候間貴館より清國官憲に向つて右乾糞場至急撤

退方御交渉の上速に危険御取除相成候様致度此段及御依頼候也

明治四十年十二月二十六日

天津日本居留民團行政委員會

議長 米田 俊 徳

總領事館事務代理 山内 四郎 殿

(六) 雜 件

一、電燈規定の假認可

東京建物會社は四十年十一月十六日より電燈營業開始の豫定を以て電燈營業許可に關

する命令書第十二條に據り電燈料并に會社に需用者との間に於ける關係規定を定め同月十一日認可を出願せり依て行政委員會は翌十二日の會議に於て之を議したるも「メートル」電燈料表に示せる料金律の當不當を對比審査することは頗る綿密の調査を要し到底一夕にして之を能くすへきにあらず然れど此審査の爲めに認可を猶豫することあらんには會社は同月十六日の開業の豫定を變更せざるべからず會社需用者とも大に不便を感ずへき次第なるを以て委員會は假りに認可し置き審査の上追て本認可を與ふることとし翌十三日其旨を明記して假認可を與へたり假認可の條項左の如し

電燈營業規定

一點 燈料

甲)メートル電燈料表

一ヶ月平均十六燭電燈一個若くは之に相當するものに對する使用電量

二〇〇〇ワット時まで

三〇〇〇 同

四〇〇〇 同

五〇〇〇 同

六〇〇〇 同

七〇〇〇 同

八〇〇〇 同

每一〇〇〇ワット時電燈料

銀三〇仙

同二八、五

同二七

同二五、五

同二四

同二二、五

同二一

(六五)

(五五)

九〇〇〇 同	同一九、五
一〇〇〇〇 同	同二一、八
一五〇〇〇 同	同二六、五
一五〇〇〇 同以上	同二五

(乙)月々の點燈料 月極點燈料毎月前拂に申受くるものとす

點 燈 料 終 夜 半 夜

十 燭 光 力 銀一弗八十仙 銀一弗三十仙

十六 燭 光 銀二弗三十仙 銀一弗八十仙

但し十六燭以上の點燈料は十六燭の標準によつて申受く

一 電線器具及び電球

第一、電線器具及び電球等一切需用者に賣渡すものとす但し場合により此等のものを賃貸することあるべし

第二、室内電線及器具類を賃貸したる場合には左の料金を四年間申受くるものとす

一 燈 一ヶ月 銀 十二仙

特別品若くは裝飾品に属する器具類を賃貸したる場合には特別の賃貸料を申受くるものとす

第三、電線及器具類を賃貸したるときは天災時變の外其損傷は借受人に於て辦

(八五) (七五)

償すべきものとす

第四、器具租借及び需用者にして電線布設後一ケ年以内に点燈を中止する場合には布設費電線其他の費用を申受くるものとす

第五、電球は一切弊社より賣渡すものに限る

但しメートル需用者は此限にあらず

第六、月極め需用者の隨意他店より買入れたる電球、発見したる時は点燈料の割増を申受くることあるべし

第七、点燈後電線及器具の位置變更を望まらざる場合は其都度特に一燈に對し銀一弗を申受くるものとす

第八、月極め需用者無斷燭力を變更したる時は其燭力、對し始点時に廻り割増点燈料を申受くるべし

第九、メートル点燈は五燈以上又は之れに相當する電流を使用する需用者に限る

以上

二、本願寺布教所と共同葬祭場

一、昨年來居留地共同葬祭場設置の議ありて其設計未だ熟せず偶々東本願寺布教所建設の舉あり依て舊居留地行政委員會は共同墓地豫定地の一部を無料にて同布教所財團に貸渡し其代償として同布教所本堂を無償にて一般在留者の共同葬祭場として使用せしむることとせしが昨年十二月下旬を以て落成せり是より先き居留地共同葬祭場建設の必要を感じ將來計畫せらるべき居留地共同葬祭場基金として古城梅溪より金一百圓の寄付ありしが已に本願寺布教所の建設に於て其目的を達し得たるを以て十二月三十日左の領收證を徴し右寄付金一百圓を布教所財團に寄付したる

領收證

一金壹百圓也

今般當本願寺布教所新築落成候に付ては建物敷地を無料にて借用せる代償として布教所本堂、無償にて一般居留民の葬祭用に提供致候爲めに昨年古城梅溪より居留地共同葬祭場設備基金として租界局へ寄付相成候前記金一百圓也更に本財團へ御寄付被成下正に領收仕候也

明治四十年十二月二十日

大谷派本願寺布教所財團 理事 平林儀左衛門

大日本租界局御中

三、消防事業

居留地に於ける消防團は義勇的組織にして日本警察公署の監督に屬せり民團は消防上に必要なる器具器械を供給し又出火毎に火掛料を支給せり此期間(四ヶ月)に於ける消防夫の出場は合計五回にて内日本租界一、支那街三、埃租界一なり

(七) 諸規則

(四十一年十二月未現行)

(九五) (八六)

一、公告式に關する件 (四十一年九月十日發布)

第一條 本民團の條例及告示は本民團事務所前に掲示し若しくは當地發行の邦字新聞に登載するを以て公告式とす

但新聞の種類は別に之を指定す

第二條 本民團の條例及告示は日本語を以てするの外外國文を以てすることあるべしと雖も日本語を以て正文とす

第三條 本民團の條例及告示にして施行期日を定めざるものは發布の日より起算し五日を経て施行す

第四條 本民團條例及告示は總て發布の年月日を記入し行政委員會議長之を署名す

附則

本條例は發布の日より施行す

二、公告式指定新聞の件 (四十一年九月十日發布)

本民團條例第一號第一條に據り北清時報北支那毎日新聞を本民團公告式新聞に指定す

三、課金賦課徴収の件 (四十一年九月十日發布)

第一條 本民團區域内にある法人並に一戸を構へ若しくは獨立の生計を營むものは取得課金を賦課す

第二條 取得課金は左の十等に區別す

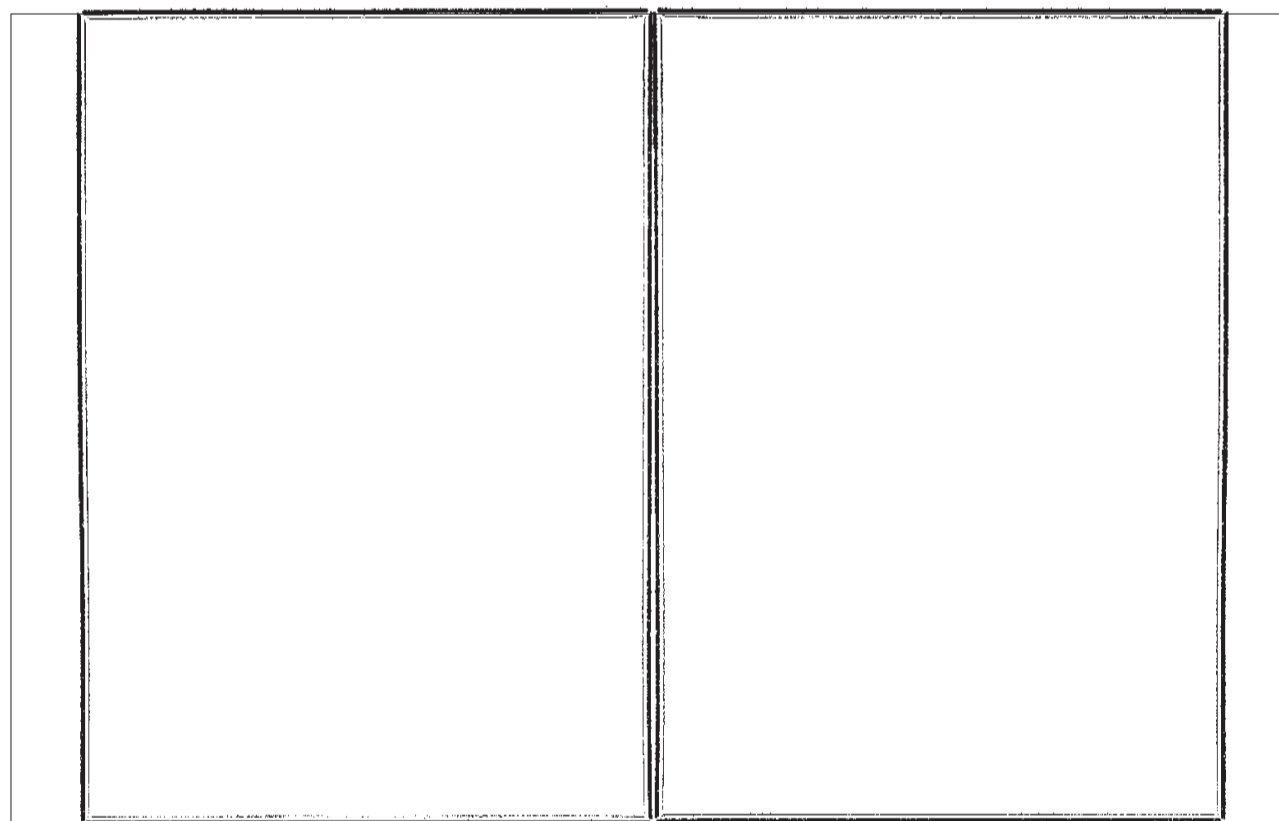
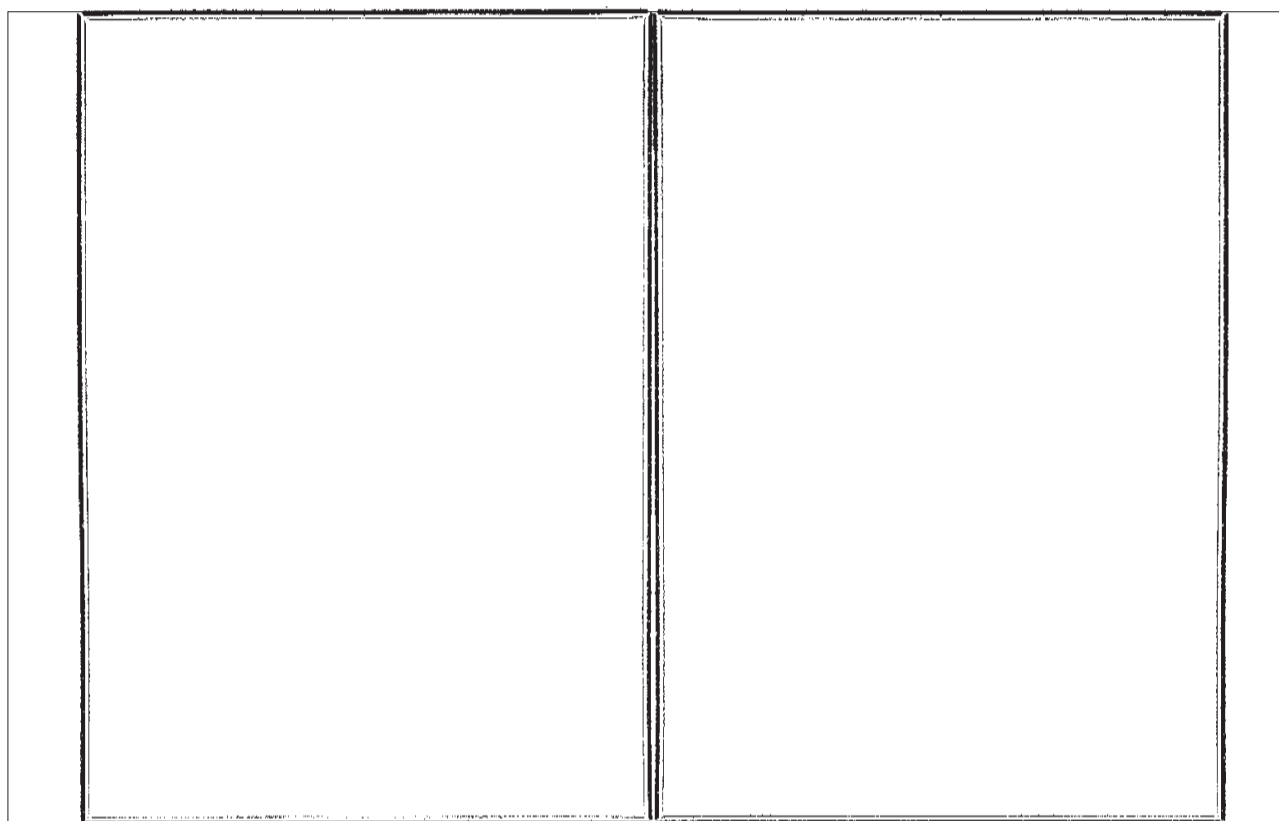
一	等	年額	銀一百二十弗
二	等	同	銀六十弗
三	等	同	銀四十弗
四	等	同	銀三十二弗
五	等	同	銀二十四弗
六	等	同	銀十八弗
七	等	同	銀十二弗
八	等	同	銀八弗
九	等	同	銀四弗
十	等	同	銀二弗

第三條 取得課金は一年を四期に分ち左の區分に據り納入期日を定む

但一期未滿のものは月割を以てす

第一期	(自四月至六月)	五月十五日限り
第二期	(自七月至九月)	八月十五日限り
第三期	(自十月至十二月)	十一月十五日限り
第四期	(自一月至三月)	二月十五日限り

第四條 課金を定期内に納入せざるものに對しては居留民團法施行規則第五十五條に據り國稅の徵收に關する規定に遵據し之を處分す



附 則

本條例は發布の日より施行す

四、四十年課金賦課徴収期日の件 (四十年九月十日發布)
明治四十年度に限り課金の徴収期日を左の通り定む

- 第一期 (自九月十一日) 十月三十一日限り
- 第二期 (自十二月十日) 一月三十一日限り
- 第三期 (自三月十一日) 三月二十日限り

本條例は發布の日より施行す

五、使用料手数料に關する件 (四十年九月十四日發布)

- 第一條 居留民團法實施以前日本租界局に於て定めたる埠頭稅規則、水道稅規則、市場規則等に據り徴收し來りたる船舶並に公共物使用者に對する税金及使用料は自今使用料として之を徴收す其定率及徴收の方法は從前規定に據る
- 第二條 居留民團法實施以前日本租界局に於て定めたる人力車規則、馬車營業規則、特許稅規則等に據り徴收し來りたる諸車料、理店、旅館、藝妓、酌婦、茶園、落子館に對する税金は自今免許手数料として之を徴收す其等級、金額及納入期日は總て從前規定に據る
- 第三條 使用料、手数料の滯納處分は本民團條例第一號第五條の規定に據る

(一六)

附 則

本條例は發布の日より施行す

(參照)

人力車規則

(卅五年九月十五日)

- 第一條 大日本專管居留地内に於て人力車營業を爲さんとするものは當租界局に願出で免許證を受くべし
- 第二條 人力車營業者は一輛に付税金として二ヶ月洋銀一弗を本局指定の期限内に前納すべし但税金を納め免許證を受くときは其都度各自其車が携帶し車體の檢査を受くるを要す
- 第三條 自用人力車を有するものは其持主の住所氏名を本局に届出で且つ本規則を遵守すべきものとす但自用車に限り一ヶ年の税金を一時に前納するものは洋銀參弗とす
- 第四條 免許證は車體中指定の場所に釘付すべし
- 第五條 人力車は道路の左側を轆き以て衝突を避くべし但前車に先つて進行せんとする後車は必ず前車の右側を通過すべし
- 第六條 人力車は車體堅牢清潔にして母衣及雨具を備ふべし
- 第七條 車夫は身強壯にして破損又は汚染したる衣服を着用するを得ず
- 第八條 車夫は行人に對し猥褻に乘車を勧め又は喧嘩侮慢の言行を爲し或は他の事故に因て事端を生ずべからず

(二六)

附 則

本條例は明治卅八年五月一日より實施す

- 第九條 車夫は乗客降車の後若し遺留品あるときは速に其行を當局に届出すべし
- 第十條 夜間は必ず点燈すべし
- 第十一條 車夫は本租界内に於て故なく乗客を拒むことを得ず
- 第十二條 車夫若し街上に於て自己の不注意に依り或物件を破壊したるときは營業主又は車夫其責に任ず
- 第十三條 以上の規則を犯したるものは其筋に申告し嚴重處罰せらるべし
- 第十四條 本規則は明治三十五年九月十五日より施行す

船車營業規則

(卅五年九月十五日)

- 第一條 大日本專管居留地内に於て船車(人力車を除く)營業を爲さんとするものは左の規定に從ひ當租界局に税金を納め免許證を受くべし犯す者は其筋に申告し嚴重處罰せらるべし
- 一民 船 一艘に付 毎泊二百五十文
- 一船 板 一艘に付 毎月五百文
- 一輪荷車 一輛に付 毎月二十文
- 一二輪荷車 一輛に付 毎月五十文(後壹弗ト改正)
- 第二條 民船は碇泊の都度其税金を納め船板荷車は毎月末本局指定の期限内に其翌月分の税金を前納すべし
- 第三條 本規則は明治三十五年九月十五日より施行す

(三六)

埠頭規則

(卅八年四月十五日)

- 第一條 日本居留地河岸に繋留する商船は碇泊稅並に陸上稅を納むべし
- 第二條 碇泊稅は登簿噸數一噸に付洋銀四仙とし陸上稅は流船一隻に付洋銀二十弗、帆船一隻に付洋銀十弗とす
- 第三條 本埠頭岸に來らず「ライタ」を以て其積載貨物を日本居留地に揚卸するものも亦第二條の規定に據り碇泊稅並に陸上稅を徴収す但此場合に於ける碇泊稅率は每一噸洋銀二仙五厘とす
- 第四條 支那形船舶に對しては左の率に據り徴稅す
- 民 船 一回洋銀二十五仙
- 船 板 船 一ヶ月洋銀五十仙
- 第五條 埠頭及棧橋は陸揚若しくは積載の爲めにするの外一切貨物の蓄積所として使用すること許さず
- 第六條 特別の場合に於ては埠頭使用者は租界局に申請して其指揮を受くべし

水道給水規則

(卅八年六月廿八日)

- 第一條 上水供給の方法を分つて共用専用の二種とす
- 第二條 共用栓に依り給水を受くるものは豫め租界局若しくは租界局の指定したる賣捌處に於て給水票を求め置き一荷毎に其一枚を看守人に渡すべし看守人

(五六)

(六六)

<p>には決して現金の授受を許さず</p> <p>第三條 共用栓の時間を定めて給水す</p> <p>第四條 専用栓に依り給水を受くるものは豫め租界局の許可を得て自費を以て水道引込管を布設し計量器を附すべし</p> <p>租界局は時々使用水量を計算し給水料を徴収す</p> <p>第五條 専用給水料は一千ガロンに付洋銀七十五仙と、共用給水料は一百四荷に付洋銀一弗とす但し一荷は「十ガロン」とす</p> <p>前項の給水料は増減することあるべし</p> <p>特許規則 (卅七年十二月八日)</p> <p>來三十八年一月より施行する當居留地特許税の種目並に税率は左の如くにして其等級は追て各營業者に通告可致候に付毎月十日迄に本局に納入すべし</p> <p>一 藝妓税 (毎月) 二等 三弗</p> <p>一 料理店税 (毎月) 二等 十五弗</p> <p>三等 十弗 四等 五弗</p> <p>五等 三弗</p> <p>一 旅館 (毎月) 二等 五弗</p> <p>一等 十弗</p> <p>三等 三弗</p> <p>一 戲園 (毎月) 四十弗</p> <p>一 落子館 (毎月) 二十五弗</p> <p>以上</p> <p>六、行政委員會執務章程 (四十一年九月十六日發布)</p> <p>第一章 會議</p> <p>第一條 行政委員會は必要に應じ議長之を招集す</p> <p>第二條 行政委員會の議事に付すべき案件は少くとも開會二日前に各委員に通告すべし</p> <p>但緊急を要する場合は此限にあらず</p> <p>第三條 行政委員會の會議は協議体とす</p> <p>第四條 行政委員會は毎會議事録を作り決議其他重要なる事項を記載し議長及出席委員理事之に署名す</p> <p>第二章 特別委員會</p> <p>第五條 特別委員は行政委員會に於て之を選擧す</p> <p>行政委員會の決議に依り之を議長の指石に任することを得</p> <p>第六條 特別委員の數及附托事項は行政委員會の決議に依り之を定む</p> <p>第三章 行政委員の職務</p> <p>第七條 行政委員會議長は行政委員會の決議を執行し居留民團の事務一切を總理</p>	<p>第八條 急施を要する事件にして行政委員會を召集すること能はざる場合に於ては行政委員會議長は事務を専決處分することを得</p> <p>但此場合に於ては次回の委員會に報告し其承認を求むべし 委員會之を承認せざる時は其處分は將來に其効力を失ふ</p> <p>第九條 行政委員は行政委員會の決議に依り科を分ちて民團の事務を分担す</p> <p>第十條 行政委員は分担事務左の如し</p> <p>庶務 財務 土木 衛生 學務</p> <p>七、行政委員會議長へ委任事項 (四十一年九月十日決議)</p> <p>民團庶務の敏捷を圖る爲めに左の事項を行政委員會議長に委任す</p> <p>一 民間雇員等の任免の件</p> <p>一 吏員又は雇員等の出張又は請暇の件</p> <p>一 費額五百弗未滿の工事及價格五百弗未滿の物品購入賣却の件</p> <p>本決議は明治四十年九月十六日より施行す</p> <p>八、民團出納規程 (四十一年一月十日改正)</p> <p>第一條 本民團に収入する課金使用料手数料及寄付金其他の現金は總て収入の翌日(翌日休日は其次日)迄に銀行に預け入るべし</p> <p>第二條 本民團の支拂金は貳拾弗以上を小切手とし貳拾弗未滿は現金とすることを得</p> <p>第三條 本民團支拂の小切手には會計主任及理事の署名を要す</p> <p>小切手にて収入せし場合も亦同じ</p> <p>附則</p> <p>本規定は明治四十二年一月十日より施行す</p> <p>九、民團吏員規程 (四十一年十月三十日發布)</p> <p>第一條 天津居留民團に左の吏員を置く</p> <p>一 理事 一名</p> <p>二 理事 一名</p> <p>三 技師 一名</p> <p>四 書記 一名</p> <p>五 技手 若干名</p> <p>第二條 理事長は行政委員會の指揮を承け居留民團の事務を掌る</p> <p>第三條 理事は理事長を輔け事務を處理す若し理事長事故あるときは又は欠員なるときは主席理事代つて其職務を行ふ</p> <p>第四條 技師は理事長の命を承け技術に關する事を掌る</p> <p>第五條 書記及技手は理事長理事若しくは技師の命を承け各其事務を分掌す</p> <p>第六條 吏員は行政委員會之を任免す</p>
--	---

(七六)

(八六)

<p>には決して現金の授受を許さず</p> <p>第三條 共用栓の時間を定めて給水す</p> <p>第四條 専用栓に依り給水を受くるものは豫め租界局の許可を得て自費を以て水道引込管を布設し計量器を附すべし</p> <p>租界局は時々使用水量を計算し給水料を徴収す</p> <p>第五條 専用給水料は一千ガロンに付洋銀七十五仙と、共用給水料は一百四荷に付洋銀一弗とす但し一荷は「十ガロン」とす</p> <p>前項の給水料は増減することあるべし</p> <p>特許規則 (卅七年十二月八日)</p> <p>來三十八年一月より施行する當居留地特許税の種目並に税率は左の如くにして其等級は追て各營業者に通告可致候に付毎月十日迄に本局に納入すべし</p> <p>一 藝妓税 (毎月) 二等 三弗</p> <p>一 料理店税 (毎月) 二等 十五弗</p> <p>三等 十弗 四等 五弗</p> <p>五等 三弗</p> <p>一 旅館 (毎月) 二等 五弗</p> <p>一等 十弗</p> <p>三等 三弗</p> <p>一 戲園 (毎月) 四十弗</p> <p>一 落子館 (毎月) 二十五弗</p> <p>以上</p> <p>六、行政委員會執務章程 (四十一年九月十六日發布)</p> <p>第一章 會議</p> <p>第一條 行政委員會は必要に應じ議長之を招集す</p> <p>第二條 行政委員會の議事に付すべき案件は少くとも開會二日前に各委員に通告すべし</p> <p>但緊急を要する場合は此限にあらず</p> <p>第三條 行政委員會の會議は協議体とす</p> <p>第四條 行政委員會は毎會議事録を作り決議其他重要なる事項を記載し議長及出席委員理事之に署名す</p> <p>第二章 特別委員會</p> <p>第五條 特別委員は行政委員會に於て之を選擧す</p> <p>行政委員會の決議に依り之を議長の指石に任することを得</p> <p>第六條 特別委員の數及附托事項は行政委員會の決議に依り之を定む</p> <p>第三章 行政委員の職務</p> <p>第七條 行政委員會議長は行政委員會の決議を執行し居留民團の事務一切を總理</p>	<p>第八條 急施を要する事件にして行政委員會を召集すること能はざる場合に於ては行政委員會議長は事務を専決處分することを得</p> <p>但此場合に於ては次回の委員會に報告し其承認を求むべし 委員會之を承認せざる時は其處分は將來に其効力を失ふ</p> <p>第九條 行政委員は行政委員會の決議に依り科を分ちて民團の事務を分担す</p> <p>第十條 行政委員は分担事務左の如し</p> <p>庶務 財務 土木 衛生 學務</p> <p>七、行政委員會議長へ委任事項 (四十一年九月十日決議)</p> <p>民團庶務の敏捷を圖る爲めに左の事項を行政委員會議長に委任す</p> <p>一 民間雇員等の任免の件</p> <p>一 吏員又は雇員等の出張又は請暇の件</p> <p>一 費額五百弗未滿の工事及價格五百弗未滿の物品購入賣却の件</p> <p>本決議は明治四十年九月十六日より施行す</p> <p>八、民團出納規程 (四十一年一月十日改正)</p> <p>第一條 本民團に収入する課金使用料手数料及寄付金其他の現金は總て収入の翌日(翌日休日は其次日)迄に銀行に預け入るべし</p> <p>第二條 本民團の支拂金は貳拾弗以上を小切手とし貳拾弗未滿は現金とすることを得</p> <p>第三條 本民團支拂の小切手には會計主任及理事の署名を要す</p> <p>小切手にて収入せし場合も亦同じ</p> <p>附則</p> <p>本規定は明治四十二年一月十日より施行す</p> <p>九、民團吏員規程 (四十一年十月三十日發布)</p> <p>第一條 天津居留民團に左の吏員を置く</p> <p>一 理事 一名</p> <p>二 理事 一名</p> <p>三 技師 一名</p> <p>四 書記 一名</p> <p>五 技手 若干名</p> <p>第二條 理事長は行政委員會の指揮を承け居留民團の事務を掌る</p> <p>第三條 理事は理事長を輔け事務を處理す若し理事長事故あるときは又は欠員なるときは主席理事代つて其職務を行ふ</p> <p>第四條 技師は理事長の命を承け技術に關する事を掌る</p> <p>第五條 書記及技手は理事長理事若しくは技師の命を承け各其事務を分掌す</p> <p>第六條 吏員は行政委員會之を任免す</p>
--	---

(九六)

第七條 吏員の月俸を分ちて左の十五級とす

第一級	五百弗
第二級	四百弗
第三級	三百五十弗
第四級	三百弗
第五級	二百五十弗
第六級	二百弗
第七級	百七十五弗
第八級	百五十弗
第九級	百二十五弗
第十級	百弗
第十一級	九十弗
第十二級	八十弗
第十三級	七十弗
第十四級	六十弗
第十五級	五十弗

理事長には第五級以上理事、技師には第八級以上第四級以下書記、技手には第六級以下を支給すべし
但し行政委員会の決議、依り月給の外に特手當を給することあるべし其額は

(〇七)

は行政委員會之ヲ決定す

第八條 吏員の俸給は左の年限を經過するにあらざれば進級せしめざるものとす

- 一、第一級より第五級迄 滿三年以上
- 二、第六級より第十級迄 滿一年以上
- 三、第十一級より第十五級迄 滿一年以上

但し抜群の技能あるものは本條の規定を適用せざることあるべし

第九條 新任解雇増給減給とも總て辭令の日付に依り其月の現日數に割合せ日割を以て支給すべし

第十條 月俸は毎月廿五日を以て支給の定日とす但し決定日休暇日に當ることは前日に繰上ぐべし

第十一條 吏員病氣若くは其他止むを得ざる事故に依り暇を請ふ者は其出務を止めたる日より九十日間を月給の全額を給し其以上百八十日間を半額を給し其以上に涉るときは一切支給せざるべし

但し職務の爲め負傷し就職すること能はざる場合には前項の規定を適用せず

第十二條 吏員滿三ヶ年以上誠實に勤務し左の事項に當る者は勤給慰勞金を給與す

- 一、自己若くは行政委員會の便宜により退職若くは解職したるとき
- 二、勤務中死亡したるとき

第十三條 勤給慰勞金は勤給中現に本人の領收する俸給三ヶ月分以内と勤給

(一七)

年間三ヶ年以上一ヶ年を増す毎、月俸一ヶ月分を加ふ

第十四條 吏員職務の爲め負傷し其職務に堪へず退職したる者には負傷手當金として負傷現時の月俸三ヶ月分を給與す

第十五條 吏員職務の爲め死亡したる者には祭料として死亡當時の月俸六ヶ月分を給與す

第十六條 負傷手當金及祭料は勤給慰勞金の給與を妨げず

第十七條 吏員職務上怠慢過失其他行政委員會に於て不都合と認むる所爲ありたるときは行政委員會は之れを懲罰に處すべし

第十八條 懲罰の種類は譴責停俸及免職の三種とす

但し 減俸は月額の三分の一以上を課せず且三ヶ月以上を涉ることなし

第十九條 前條免職の場合には勤給慰勞金は支給せざるものとす

第二十條 第七條第八條第十二條及第十二條の決定は行政委員會の決議に依るものとす

第二十一條 吏員職務の爲め旅行する場合に在ては總て其醫費を支給し外に手當として理事長には一日銀四弗、理事、技師には三弗書記、技手には銀二弗を支給す

第二十二條 本規程は四十年十一月一日より之を施行す

十、租界局分課並庶務規程 (四十年十一月七日決議)

租界局の事務、庶務、財務、土木、衛生、學務の五種に分ち左の事務を處理す

(二七)

庶務

- 一 物品購入
- 一 文書受付發送並に書類整理
- 一 日誌
- 一 辭令
- 一 報告書通知書議案等の騰寫並に發送
- 一 消防に關する事務
- 一 公告に關する事務
- 一 外國文譯並に通譯
- 一 此外他課の主管に屬せざる事務一切

財務

- 一 現金受付
- 一 出納
- 一 記帳
- 一 課金使用料、手數、原簿の記帳並に納入告知書の發送
- 一 水票に關する事務
- 一 船車其他鑑札の下渡
- 一 其他財務に屬する事務

土木

(三七)

	<p>一測量 一製圖 一道路、溝渠、護岸の修築工事の設計並に監督 一埋立工事の目積並に監督 一撤水に關する事務 一點燈に關する事務 一植樹に關する事務 一其他土木に屬する事務</p> <p>一清潔法施行事務 一防疫に關する事務 一傳染病豫防消毒に關する事務 一其他衛生に關する事務</p> <p>一學務に關する事務一切</p> <p>以上</p> <p>右及報告候也</p> <p>明治四十一年二月二十八日</p> <p>天津日本居留民團行政委員會 議長 米田俊徳</p>
--	--

--	--